

こべや(多目的スペース)管理要領

こべや(多目的スペース)は、「+αの価値」を提供する区役所を目指し、「繋がりから成長へ」をコンセプトにした、西区の魅力発信、福祉事業者や学生・企業などの活躍・交流の場であり、この運用については、以下の通り定めるものとする。

(目的)

第1条 この要領は、こべや(多目的スペース)(以下「こべや」という。)の管理運営に関する事務手続き及び承諾基準等を定め、こべやの積極的な活用を図り、西区の活性化に寄与することを目的とする。

(利用の対象)

第2条 この要領により、利用させるこべやは、神戸市西区総合庁舎ビル(所在:神戸市西区粂台5丁目4番地の1、鉄筋コンクリート造6階建)内の下記表示の貸室である。

貸室の表示

地上3階のうち34.82m²(別図1のとおり)の部分

(利用の承諾)

第3条 こべやを利用しようとする者は、「こべや利用承諾申込書(第1号様式)」(以下「申込書」という。)を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 前項の申込書の受付期間は、利用日の10日前から6ヶ月前までの間とする。
- 3 市長は、第5条に規定する利用基準に基づき、申込内容を審査し、利用を承諾するときは、「承諾書(第2号様式)」を交付する。ただし行政が行う行事については、「承諾書(第2号様式)」の交付及びその後の手続きを省略することができるものとする。
- 4 同日に利用できるのは2社までとし、利用日が重複する場合は西区役所で調整を図る。

(利用期間等)

第4条 こべやの利用時間及び利用期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 利用時間は、午前9時から午後5時の間とする。ただし、市長が認めたときは利用時間を変更できる。
- (2) 同一事業者の出店はひと月あたり5日を限度とする。ただし、行政が利用する場合は、この限りではない。
- 2 複数日を連續して使用する場合に限り、前項第1号の使用時間以外についても、物品等の保管場所として利用を承諾したものとする。
- 3 前項の物品等の保管に関しては、利用者の責任と費用で管理を行うものとする。

(利用の対象者)

第5条 こべや利用の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神戸市内に本店または支店を有する企業・個人事業主
- (2) 西区自立支援協議会、西区内の特別支援学校

- (3) 西区内の学校の学生を主とする団体
- (4) 西区内を拠点に継続的に活動しており、規約等により目的および代表者を定めている団体
- (5) その他、市長が認める団体等

(利用の基準)

第6条 こべやの利用は、庁舎内の利用に支障が及ばない範囲で、次の各号いずれかに該当する場合に限り、承諾する。

- (1) 西区で生産された農産物の販売
- (2) 前条1号または2号に該当する利用者による、西区産品（西区で生産されたもの、または西区で生産されたものを用いた加工品等）の販売
- (3) 西区の魅力発信を主たる目的とするイベント等であること。
(例：西区産品を用いた教室、西区の特徴的な風景を収めた写真展など)
- (4) その他、市長が特に必要があると認めたとき

2 こべやの利用は、次の各号のいずれも満たすことが確認された場合に承諾する。

- (1) 出店時に円滑に販売やイベントを実施するための体制を有していること
- (2) 出店活動のみでなく、出店者間の相互交流も目的としていること。
- (3) 前項1号または2号に該当する場合は、販売活動と併せて西区産である旨の広報を行い、区の魅力発信に努めること。
- (4) 西区産品以外の物販への誘導や販売促進行為を行わないこと
- (5) 前項2号に該当し、製造物責任法（平成6年法律第85号）で定義される製造物を取り扱う場合は、原則、生産物に対する賠償責任保険（PL保険）または各種補償制度に加入していること。
- (6) カウンセリングや各種相談会等の実施ではないこと
- (7) 政党・その他政治団体等の政治活動、布教その他宗教上の活動を目的としないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (9) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納がなく、各種法令に違反していないこと
- (10) 各種法令（家庭用品品質表示法、食品商事基準、JAS法等）を厳守し事業を行っていること

(利用の範囲)

第7条 利用の範囲は原則として、こべや内とする。ただし、利用の目的、規模などで必要な場合に限り、事前申込のうえ、デッキ部分を一体的に利用することができる。

(利用料)

第8条 こべやの利用承諾を受けた者は、利用料を納入しなければならない。

2 前項の利用料は、一日当り、2,762円とし、この金額は当該物件のこうべ未来都市機構から借り受けている賃料の面積按分額である。

ただし、市長が特に減免を相当と認めるときは、次の各号に掲げる額とすることができる。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 福祉活動または、学生活動であり収益性がない場合 | 無 償 |
| (2) その他、市長が特に必要と認めるとき | 無 儻 |

3 2社で利用をする際は利用料を2分の1相当とする。

4 第1項の利用料は、請求のあった日の属する月の翌月末日までに西区指定の納付書にて支払うものとする。

5 第4項の規定にかかわらず、市長が必要あると認めるときは、納期について別の定めをすることができる。

(付加使用料)

第9条 こべやの利用に伴い、別表に定める、電気・その他常設している備品について使用可能とし、こべや利用者は賃料のほか、付加使用料として、電気代及び備品にかかる費用について、別表の金額を負担する。

2 前項の付加使用料は、請求のあった日の属する月の翌月末日までに西区指定の納付書にて支払うものとする。

(遵守事項)

第10 条 利用者は下記事項を遵守するものとする。

- (1) 販売物品および陳列什器の搬出入、設置及び保健所等の諸手続きは、利用者が自己の費用負担及び責任において行う。
- (2) 利用者は、利用可能区画の一部又は全部を第三者に転貸すること、又は業務等の委託することを禁止する。
- (3) 期間中の売上金、釣銭、販売物品、陳列用什器等の保守、安全管理は利用者が自己の責任において行うものとし、利用者が取扱う物品の品質、その他物品販売にかかる顧客への責任は全て利用者が引き受ける。また、天災又は事務局の責に帰さない火災、盗難、物品破損等により利用者の被る損害に関しても、市はその責を負わない。
- (4) 利用者又はその使用人、関係者がこべや設備および建物の共用部分・公共部分等を損壊又は滅失（以下「損壊等」という。）したときは、直ちに市に報告するものとし、故意にこべや設備および建物の共用部分・公共部分等を損壊等させた場合、市より損害賠償を請求する。
- (5) 出店が終了したときは、利用者は設置した販売物品、陳列什器等を出店終了日までに、自己の負担において撤去し、当該物件を原状に回復し、市の立ち合いのもと、明け渡すこと。また、出店の際に発生したごみ（排水含む）などは全て持ち帰ること。
- (6) 詳細なこべやの利用方法については、別途定める「こべや利用マニュアル」によるものとし、記載のない事項については、市の指示に従うものとする。

(禁止事項)

第11 条 利用者は、こべやにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 騒音等で 庁舎利用者に迷惑をかけること
- (2) 利用承諾時間外に使用すること

- (3) 構成員の勧誘等を目的として使用すること
- (4) こべや及び施設を損傷し、又は汚損すること
- (5) 区画内において調理を伴う食料品又は飲料を取り扱うもの
- (6) その他、市長が禁止する行為等

(承諾の取り消し)

第12 条 市長は、次の各号の一に該当したときは、利用者の承認を得ず利用承諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 災害等、又は公共事業でこべやの使用が困難になったとき
- (2) 利用者が、申込書の利用目的以外の使用をしたとき、又は承諾条件等に違反したとき
- (3) 公衆の使用に著しい障害が生じたとき、又は生じる恐れがあるとき

(報告事項等)

第13 条 利用者は、こべやの利用に伴い事故又は紛争が生じたとき、又は生じる恐れがあるときは、自己の責任と費用で解決するものとし、速やかに市長に報告するものとする。

2 利用者は、利用期間前に利用内容を変更しようとするとき、又は、利用を中止しようとするときは、速やかに市長に報告するものとする。

(休館日)

第14 条 こべやの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 市長がこべやの管理運営上特に必要があると認める日

(その他)

第15 条 この要領に定めのない事項については、市長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条および第6条について、既にこべや出店の内諾を得ている出店者については、従前の例により取り扱うものとし、期限を定めたうえで出店を承諾する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

備品・電気代	使用料
電気代	1日につき 138円 (69円、69円)
カフェワゴン 1台	1日につき 154円 (154円、0円)
机・椅子 一式	1日につき 92円 (46円、46円)
計	1日につき 384円 (269円、115円)

※括弧は2社で利用する場合のそれぞれの使用料

左：カフェワゴン有、 右：カフェワゴン無